

多治見市PPP／PFI手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 この規程は、PPP／PFI手法の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、市民に提供することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (2) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民に対するサービスの提供を含む。）をいう。
- (3) 公共施設整備事業 公共施設等の整備等に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）をいう。
- (4) PPP／PFI手法 公共施設整備事業を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施する手法をいう。
- (5) 利用料金 公共施設等の利用に係る料金をいう。
- (6) 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいう（市民に対するサービスの提供を含む）。
- (7) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (8) 優先的検討 公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、PPP／PFI手法の採用について、市が公共施設等の整備等を行う手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討することをいう。

(対象とするPPP／PFI手法)

第3条 優先的検討の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
 - ア 公共施設等運営権方式
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ O（運営等Operate）方式
- (2) 民間事業者が公共施設等の整備等を担う手法
 - ア BTO方式（建設Build－移転Transfer－運営等Operate）
 - イ BOT方式（建設Build－運営等Operate－移転Transfer）
 - ウ BOO方式（建設Build－所有Own－運営等Operate）
 - エ DBO方式（設計Design－建設Build－運営等Operate）
 - オ RO方式（改修Rehabilitate－運営等Operate）
 - カ ESCO（省エネルギー改修に要する費用を光熱水費の削減分で賄う事業方式）
- (3) 民間事業者が公共施設等の整備等（運営等を除く。）を担う手法
 - ア BT方式（建設Build－移転Transfer）（民間建設買取方式）
 - イ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。）

（優先的検討の時期）

第4条 市長は、次に掲げる場合において優先的検討を行うものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- (3) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

（優先的検討の対象とする事業）

第5条 優先的検討の対象は、公共施設整備事業であつて、民間事業者の資金、経営

能力及び技術的能力を活用する効果が期待され、かつ、次のいずれかを満たすものとする。

(1) 事業費の総額が10億円以上（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

(2) 単年度の事業費が1億円以上（運営等のみを行うものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象としない。

(1) 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

(2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

(3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

（適切な手法の導入）

第6条 市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条、第8条及び第9条の規定による検討を実施し、従来型手法又は最も適切なPPP／PFI手法（以下「採用手法」という。）を導入するものとする。

2 次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより、採用手法の導入を決定するものとする。

(1) 指定管理者制度を採用する場合は、次条、第8条及び第9条の規定による検討を省略する。

(2) 公共施設整備事業が施設整備業務の比重の大きい場合又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合であって、次条の規定により検討対象として選定された手法がBTO方式であるときは、第8条の簡易な検討を省略し、第9条の詳細な検討を実施する。

(3) 民間事業者からPPP／PFI手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と当該提案に係るPPP／PFI手法を導入した場合との間での費用等の総額の比較等の客観的な評価により、当該提案に係るPPP／PFI手法の導入が適切であるとされている場合にあっては、第8条の簡易な検討を省略し、第9条の詳細な検討を実施するものとする。

(検討対象とする手法の選定)

第7条 市長は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、優先的検討の対象とするPPP/PFI手法（以下「検討対象手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(簡易な検討)

第8条 市長は、PPP/PFI手法簡易定量評価調書（別記様式）により、従来型手法による場合と検討対象手法を導入した場合との間で次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、検討対象手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、複数の手法を選択したときは、それぞれの手法について算定した費用総額のうち最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 前項の規定にかかわらず、検討対象手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難であると認めるときは、次に掲げる評価その他の公的負担の抑制につながるものが客観的に評価できる方法により検討対象手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第9条 市長は、前条の規定による簡易な検討により検討対象手法の導入に適さないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業について、専門的な外部コンサルタントの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行い、従来型手法

による場合における費用総額と採用手法を導入した場合における費用総額とを比較し、検討対象手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 市長は、前2条の規定による評価の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める時期にホームページ上で公表するものとする。

- (1) PPP／PFI手法を導入しないこととした旨 PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP／PFI手法簡易評価調書（前条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合にあっては当該更新した後のもの）の内容（第8条第2項の費用総額の比較が困難と認める場合にあっては客観的な評価結果の内容） 公共施設整備事業に係る入札の終了後等の適切な時期

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

項目	従来型手法	PPP/PFI手法 (検討対象手法)
整備等（運営等を除く。）の費用		
＜算出根拠＞		
運営等の費用		
＜算出根拠＞		
調査に要する費用		
＜算出根拠＞		
資金調達に要する費用		
＜算出根拠＞		
利用料金収入		
＜算出根拠＞		
税引前損益		
＜算出根拠＞		
税金		
＜算出根拠＞		
利益及び配当 ／税引後損益	(利益及び配当)	(税引後損益)
＜算出根拠＞		
合計		
合計（現在価値）		
＜算出根拠＞		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP / PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算出根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) PPP / PFI 手法（検討対象手法）を導入した場合の費用の算出根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	